

熊本県教職員組合(KTU)組織部:発行

質問：「疲労度チェックシート」を渡されました。これは何のためでしょうか？」

これは*労働安全衛生法に基づいた職員の疲労度チェックだね。管理者は自分が行わせている労働に従事する労働者の健康について責任があるんだ。特に超過勤務が続くようだと、このようなチェックシートを利用して職員の疲労度を調査する必要があるんだ。



超過勤務が月に100時間を超えると、健康障害がでるということから、管理者は*産業医の面接指導を受けさせなければならないんです。月80時間でも健康障害がでると言われています。労働者が病気をすると、労働の質が低下しかねません。労使共に健康には十分気を使わなければなりませんね。



*労働基準法が私たち労働者を守っています。この労基法をうけて労働安全衛生法があります。労働者が元気に安全に働くことができるよう、様々な職種に応じて細かく規定されています。危険な場所で働く人、薬物を利用する職種の人などは安全のために専門的な知識も必要となりますね。教育公務員は比較的安全な職場で働いていると思われてきました。だから労安法について認識されることは今まであまりなかったようです。



組合の調査によると多くの教職員が、月45時間以上の超過勤務をしており、100時間を超える教職員もいることが分かってきました。これを受け県教委も*教育政策課特命プロジェクトチームを立ち上げ、県内の教職員にアンケートを実施しました。この結果から超過勤務の実態が明らかになってきました。2010年度は9名もの現職の教職員が死亡しており、勤務実態との因果関係を調査する必要があると私たちは考えています。

本来、疲労度を調べるのは行政の役割ですが、私たちは労働者にも健康を維持する責任があるとの認識で、このようなアンケート調査を行っています。是非、この機会に自分の疲労度をチェックし健康維持にお役立てください。



勤務条件や給与、組合のことで分からないことがあったらどんどん質問してくださいね。KTUのホームページ (<http://www.e-ktu.com>) の各種手続きの「ご意見」から書き込んでください。KTUの常執4人がわかりやすく解説します。

***労働安全衛生法**：労働基準法から派生した法律で、新たに改正が行われ、小規模の事業所にも職員の健康安全配慮の義務が謳われた。このことで、超過勤務が月100時間を超えるような働き方をしているものは、産業医の面接指導を受けることができるようになったんだ。



***産業医の面接指導**：50人以上の従業員がいる事業所においては安全委員会の設置と産業医の指定が義務づけられています。安全委員会では、労働者の労働環境や疲労度を調査し、疲労が残っていれば産業医とって、専門の知識を持ち、事業所の管理者にも意見が言える医者との面接指導を受けさせなければなりません。



***労働基準法**：労働者を守る法律で、「労働者の憲法」とも言われています。労働時間、休憩時間や給与などの規定があり、これを下回る契約は無効になります。また、これに違反すると罰則規定があり、強い拘束力があります。近年この法律が改正され2008年に交付、2010年に施行されています。改正の内容は、時間外労働の労使による削減、法定割増賃金率の引き上げ、代替休暇制度の創設、年休の有効活用などです。憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、憲法27条では労働の権利と義務が謳われています。この労働について規定しているのが労働基準法なのです。



私たちKTUとの交渉の結果、2008年、超過勤務時間削減のために教育政策課に教育長の特命プロジェクトチームが立ち上がりました。2009年には、県教委と県教組でつくる勤務時間適正化協議会にも特命PTが参加し、2010年には県下の教職員にむけて、負担感軽減に関するアンケートを実施し、実情を把握すると共に、具体的な負担感軽減のための取り組みを始めました。

